

令和元年度 津市指定給水装置工事事業者講習会アンケートについての質問と回答

質問：無資格者の施工及びその者への名義貸しなど実際に新築物件での引渡し後の漏水事故を確認しております。もう少し厳しくした方が良いと思います。

回答：書類審査や現場立会時に、このようなことを確認した際には水道法等に基づき厳正に対処します。

質問：地区を分けて近くで講習会をやってほしい。

回答：講習会開催準備の都合上、当面の間は1箇所で開催したいと思っておりますので、御理解をお願いします。

質問：給水装置工事主任技術者の研修は各人が受けなければならないのですか。津市指定給水装置工事事業者更新申請に必要ですか。

回答：水道法施行規則第36条第4号に「給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。」と規定されており、給水装置工事主任技術者の研修は指定給水装置工事事業者様でお願いします。また、研修は津市指定給水装置工事事業者更新申請に必要ではありませんが、研修の受講状況は、後日送付する津市指定給水装置工事事業者に関する情報提供において、津市ホームページにて公表させていただきます。

質問：5年更新については良いと思うが、更新手数料を指定給水装置工事事業者に負担させるのはいかがなものか。

回答：手数料は、地方公共団体（水道事業者）が特定の者のためにする事務に対する対価として徴収するものです。津市では津市水道事業給水条例第32条第1項第4号に基づき、更新時に**手数料7,000円**をご負担していただくこととなります。内訳としては、印刷製本費、通信費などです。

質問：宅地内で1次側（メーター手前）の給水管が鉛管で腐食している場合（漏水している）水道局で対応してもらえますか。

回答：量水器より1次側（道路側等）の給水管が漏水している場合は、鉛管に限らず水道局で対応します。（津市ホームページ「水漏れしていたら」参照）

質問：紙ベースからデータベースに変更していくのでしょうか。いわゆるペー

パーレス化です。

回答： 現在のところペーパーレス化の予定はありません。

質問： 給水装置所有者とは、土地所有者になりますか。

回答： 土地所有者が給水装置所有者であるとは必ずしも限りません（例：借地上にある建物など）ので、給水・計量担当窓口で確認をお願いします。

質問： 津市指定給水装置工事事業者講習会を当面の間毎年開催予定とのことですが、毎年受講する必要がありますか。内容等は毎年変わるのですか。

回答： 毎年受講をお願いします。内容等は毎年変更の予定です。

質問： 講習会の案内の郵送から受講日まで、2か月位いただきたいです。

回答： 来年度以降開催予定の津市指定給水装置工事事業者講習会の案内送付時に検討します。

質問： 他市での講習等も公表内容に含まれますか。

回答： 他市での講習等は公表内容に含まれません。津市指定給水装置工事事業者講習会の参加状況の有無のみ公表させていただきます。

質問： 本管布設場所を明確化して頂きたい。国・県・市・私有地等占用届の提出先又は同意なのか不明な所は水道事業者（津市指定給水装置工事事業者）にて調査しなければならないのはおかしい。水道局で把握しておいて頂きたい。

回答： 津市水道事業給水条例第14条第1項に「工事費は、給水装置工事を申し込んだ者の負担とする。」と規定されており、工事に関する調査費用も含まれますので、指定給水装置工事事業者様で調査をお願いします。

また、道路の管理者（国・県・市）や土地所有者は時間の経過とともに変わりますので、工事前に給水・計量担当窓口まで確認をお願いします。参考となる配管図（概略図）をお渡しします。

質問： 津市ホームページに搭載する業者の情報に年間申請受付の件数も取り入れてはどうでしょうか。

回答： 現在のところ

- 1 津市水道局指定給水装置工事事業者講習会の出席状況
- 2 指定給水装置工事事業者の業務内容
- 3 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況

4 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況以外に公表の予定はありません。

質問：給水装置工事主任技術者の研修会の開催情報は教えてもらえるのですか。各自で調べて受講するのですか。適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況に給水装置工事主任技術者も含まれますか。

回答：水道法施行規則第36条第4号に「給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。」と規定されており、給水装置工事主任技術者の研修は指定給水装置工事事業者様で調査し受講をお願いします。

また、給水装置工事主任技術者であれば必ずしも「適切に作業を行うことができる技能を有する者」というわけではありません。逆に給水装置工事主任技術者でなくても配水管からメーターまでの工事の経験等があれば「適切に作業を行うことができる技能を有する者」となります。

質問：更新時の必要な書類で登記事項証明書は、現在事項全部証明書か履歴事項全部証明書のどちらが必要ですか。

回答：履歴事項全部証明書の添付をお願いします。

質問：令和元年度津市指定給水装置工事事業者講習会テキスト42ページの「特例②：各戸検針・各戸徴収」で①遠隔指示式水道メーターと②副弁式止水栓は、①が副弁式止水栓で②が遠隔指示式水道メーターではないでしょうか。

回答：ご指摘のとおり①が副弁式止水栓で②が遠隔指示式水道メーターです。お詫びして訂正します。

質問：市道名だけでなく、管種・口径等も分かることはできませんか。

回答：現在のところ津市ホームページでご確認いただけるのは市道名のみとなっております。管種・口径等の確認につきましては、給水・計量担当窓口にご来庁いただくか、FAXでの照会をお願いします。

質問：今回の講習は更新制度に伴う研修会受講の対象になるのですか。

回答：この講習会は、「指定更新申請時に確認させていただく指定給水装置工事事業者講習会の受講状況」の対象とします。また、講習会への受講有無につきましては、津市ホームページで公表させていただきます。